**大規模小売店舗立地法の基本的な手続きの流れ**

立地環境調査

事前相談

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設置者 | 県 | 市町村等 | 期間等 |
| 事前  手続 | ①計画説明書の提出 | ［受理］　市町村へ送付 | ［受理］ | ①  新設１月  変更２週  ② |
| 意見  手続 | ②新設・変更の届出  ④説明会の開催  説明会実施  状況報告  開店  意見なし  制限解除  開店  意見あり | ③公告・縦覧（４ヶ月間）  市町村へ通知  回数の指示  [受理]　市町村へ送付  公告・縦覧（１ヶ月間）  ⑥県の意見  公告・縦覧（１ヶ月間）  市町村へ通知 | [受理]（周知）  日時･場所の助言  [受理]  ⑤意見書  [受理]（周知） | ②②③  2月  ④  ４月  ８月  ⑤  ⑥ |
| 勧告  手続 | ⑦変更する旨の届出  変更しない旨の通知  ２ヶ月経過後  開店 | 公告・縦覧（４ヶ月間）  市町村へ通知  ※県意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合  ⑧勧告  市町村へ通知  公告 | [受理](周知)  意見  [受理]（周知） | ⑦  ２月  ⑧  ２月 |
| 公表  手続 | ⑨必要な変更に係る届出  ［受理］  ［受理］ | 公告・縦覧（４ヶ月間）  適正通知  ※正当な理由なく勧告に従わない場合  公表  設置者へ通知 | ［受理］ | ⑨ |
| 事後  手続 | 報告書 | 設置者・小売業者に対する報告の徴収 |  |  |

※大規模小売店舗の施設の運営方法に関する変更や県が承認した軽微な変更は、届出から８ヶ月を待たずに変更可能です。